

経営事項審査チェックシート

(1) 提出書類及び綴り込み順序

※綴り込みは、A4 サイズの用紙の左側をホッチキス止め

※正本1部・副本1部・入力票(2～5、9)の写し1部を作成してください。

順序	チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	表紙（裏面に手数料を貼付）	
2	<input type="checkbox"/>	様式第二十五号の十四 経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書	(20001 帳票)
3	<input type="checkbox"/>	別紙一 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	(20002 帳票)
4	<input type="checkbox"/>	別紙三 その他の審査項目（社会性等）	(20004 帳票)
5	<input type="checkbox"/>	別紙二 技術職員名簿	(20005 帳票)
6	<input type="checkbox"/>	技術職員名簿付表（兵庫県様式第 2 号）	
7	<input type="checkbox"/>	建設機械の保有状況一覧表（兵庫県様式第 1 号）	該当がある場合のみ
8	<input type="checkbox"/>	工事経歴書（様式第二号）	初めての申請の場合には必要。 なお、決算変更届を提示する 場合は不要。
9	<input type="checkbox"/>	・工事種別完成工事高付表（様式第 1 号） ・経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第 2 号） ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 （様式第 3 号） ・CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第 4 号） ・技能者名簿（様式第 5 号） ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するた めに必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有 に関する同意書（様式第 6 号）	該当がある場合のみ
10	<input type="checkbox"/>	経営状況分析結果通知書【原本】（10006 帳票）	総合評定値(P)の請求をする場 合に必要。

(2) 提示書類

※下記に記載がない書類についても、追加で提示・提出を求める場合があります。

	チェック	提示書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	建設業許可通知書（写し）	
2	<input type="checkbox"/>	建設業許可申請書の副本 （受付印のある原本）	
3	<input type="checkbox"/>	決算変更届の副本 （受付印のある原本）	・課税業者は税抜。 ・免税業者、非課税業者は税込。 ・工事種類別完成工事高（別紙一）を 2 期平 均で申請する場合は直前 2 年分、3 期平均で 申請する場合は直前 3 年分の決算変更届を 提示すること。

4	<input type="checkbox"/>	変更届出書の副本 (受付印のある原本)	直近の建設業許可申請(新規又は更新)以降に変更届を行った場合(決算変更届は除く。)
5	<input type="checkbox"/>	前回の経営事項審査申請書の副本 (受付印のある原本)	・2回目以降、継続して申請する場合に必要。 ・工事種類別完成工事高(別紙一)を3期平均で申請する場合、前々回の申請書も提示すること。
6	<input type="checkbox"/>	審査対象事業年度及び完成工事高の計算基準の区分に係る、以下の <u>全ての</u> 書類	
		法人の場合	・法人税確定申告書の控え(税務署受付印のある原本。電子申告の場合は、受信通知を含む。)のうち、別表一、別表十六、決算報告書
		個人事業主の場合	・所得税確定申告書の控え(税務署受付印のある原本。電子申告の場合は、受信通知を含む。)のうち、第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書 ※R7以降の申請の確定申告書については、受付印は不要とします。
<input type="checkbox"/>	・消費税及び地方消費税の確定申告書の控え(付表含む。)(電子申請の場合は、受信通知を含む。)		

■工事種類別完成工事高(別紙一)に係る提示書類

該当する場合に提示が必要な書類									
1	<input type="checkbox"/>	《兼業事業の売上高を完成工事高に含めて税務申告している場合》 ・完成工事高が確認できる書類 (例:工事請負台帳、工事請負契約書等、決算変更届の基礎資料となるもの) ※決算変更届に完成工事高を全額計上している場合は、提示不要です。							
2	<input type="checkbox"/>	《次の業種で申請する場合、内訳業種に完成工事高があるとき》							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請業種</th> <th>内訳業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事(010)</td> <td>プレストレストコンクリート構造物工事(011)</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事(050)</td> <td>法面処理工事(051)</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物工事(110)</td> <td>鋼橋上部工事(111)</td> </tr> </tbody> </table>	申請業種	内訳業種	土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート構造物工事(011)	とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)	鋼構造物工事(110)
申請業種	内訳業種								
土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート構造物工事(011)								
とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)								
鋼構造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)								
3	<input type="checkbox"/>	《契約後 VE(施工段階で施工方法等の技術提案受け付ける方式)による減額変更前の契約額で完成工事高を記載する場合》 ・契約後 VE であることが分かり、かつ当初契約金額と減額後の契約金額が分かる契約書 ※公共工事に限ります。							

■その他の審査項目(社会性等)(別紙三)に係る提示書類①

審査基準日に係る、以下の <u>全ての</u> 書類			
1	<input type="checkbox"/>	雇用保険加入 (項番 41)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ・審査基準日を含む年度の概算保険料(確定保険料)申告書(確定保険料算定基礎賃金集計表を含む。) ・雇用保険分の保険料の納付が確認できる納付書、領収書又は保険料納付済領収書

2	<input type="checkbox"/>	健康保険加入 厚生年金保険加入 (項番 42、43)	<p>・健康保険被保険者証(写し)(有効なもの) ・被保険者標準報酬決定通知書 ・審査基準日を含む前後 3 ヶ月間の納付領収書</p> <p>※健康保険・厚生年金保険が別々の機関で加入されている場合、<u>それぞれの書類</u>が必要です。</p> <p>※令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険被保険者証は新規発行が停止されます。お手元の健康保険証については、有効期限までは(最長: 令和 7 年 12 月 1 日)マイナンバーカードに登録・紐づけしていた場合もそのまま使用可能ですので、有効なものとして取り扱います。</p> <p>※マイナ保険証のみお持ちの方(新たに雇用した方等)は「資格取得日が分かる被保険者標準報酬決定通知書」の提示が必要です。</p> <p>※適用事業所であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険(建設国保等)加入の場合は、項番 42 は、「3.適用除外」となります。</p> <p>適用事業所(法人及び従業員が 5 人以上の個人事業主)であっても、年金事務所において適用除外の承認を受けることにより、引き続き建設国保等に加入できます。 詳しくは年金事務所へご確認ください。</p>
---	--------------------------	----------------------------------	--

該当する場合に提示が必要な書類

1	<input type="checkbox"/>	《審査基準日前 1 年以内に新たに雇用した者がいる場合》 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書
---	--------------------------	---

上記、「雇用保険(項番 41)健康保険・厚生年金保険(項番 42.43) 加入の有無に係る提示書類」については、技術職員名簿(付表)(兵庫県様式第 2 号)のチェックの際にも必要となります。

■その他の審査項目(社会性等)(別紙三)に係る提出及び提示書類②

審査基準日において加入や導入、認定されている必要があります。			
1	<input type="checkbox"/>	建設業退職金 共済制度加入 (項番 44)	<p>【提示】 建設業退職金共済事業(建退共)加入・履行証明書(経営事項 審査申請用) ※経営事項審査申請用として発行できない場合は加点できません。</p>
2	<input type="checkbox"/>	退職一時金制 度加入 企業年金制 度加入 (項番 45)	<p>【提示】 退職一時金制度の導入が分かる書類(いずれかひとつ)</p> <p>・中小企業退職金共済制度(中退共)加入を証明するもの ・特定退職金共済団体制度(特退共)加入を証明するもの ※上記のいずれについても、加入者数・加入者名のわかるものが 必要です。</p> <p>・労働基準監督署の受付印(常時 10 人以上の労働者を使用す る場合)のある就業規則又は労働協約 ※表紙のみではなく、必ず退職金に関する規程部分を含めて提示 してください。 ※退職金規程がある場合でも、対象者が 0 人の場合は加点対象 とはなりません。 ※「建退共」を支払いの原資とする退職金規程の場合、2 重加点で きません。(項番 44 で申請してください)。</p> <p>【提示】 企業年金制度の導入が分かる書類(いずれかひとつ)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金加入を証明するもの ・適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金加入を証明するもの ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金加入を証明するもの ・資産管理運用機関との間の契約書 ※加入者数・加入者名のわかるものが必要です。
3	<input type="checkbox"/>	法定外労働災害補償制度加入 (項番 46)	<p>【提示】 「対象の契約先」 以下の①～⑤いずれかの加入者証・保険証券が必要です。 ①(公財)建設業福祉共済団 ②(一社)全国建設業労災互助会 ③(一社)全国労働保険事務組合連合会 ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うもの ⑤民間の損害保険会社(*)</p> <p>「対象契約条件」 以下のア～オ全てを満たすことが必要です。 ア.業務災害と通勤災害(出退勤とも)のいずれも対象 イ.死亡及び労働災害補償保険の障害等級第 1 級から第 7 級までを補償 ウ.自社社員及び全下請社員を対象 エ.共同企業体及び海外工事を除くすべての工事を補償 オ.審査基準日を含む月が保険期間(補償期間)である</p> <p>(*)政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ労働災害補償保険料を納付済であることを確認するため、政府の労働災害補償保険の概算・確定保険料申告書及び領収証書(審査基準日を含む年度の分)も併せてご持参ください。 ※準記名式普通傷害保険の場合は、準記名式の普通傷害保険の保険証券(附属明細書、契約約款含む。)の提示が必要です。 ※保険証券や契約書等で内容が確認できない場合は、約款の提示が必要です。 ※保険会社の発行する任意様式の証明書では確認できません。</p>
4	<input type="checkbox"/>	CPD 単位取得数 (項番 49)	<p>【提出】 ・CPD 単位を取得した技術者名簿(様式第 4 号) ※様式第 4 号は、技術職員名簿(別紙二)に記載のない職員について作成してください。 ※名簿に記載する者は、審査基準日以前に、6 か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できる者に限るため、健康保険証(有効なもの)、標準報酬決定通知書、雇用保険資格取得確認通知書、賃金台帳等も併せてご持参ください。(常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります。)</p> <p>【提示】 ・CPD 認定団体発行の CPD 単位の取得を証する書面(写し) ・検定又は試験の合格書、その他技術者が有する資格を証明する書類(写し) ※様式第 4 号に記載した者について提示が必要です。</p>
5	<input type="checkbox"/>	技能レベル向上者数 (項番 50)	<p>【提出】 ・技能者名簿(様式第 5 号) ※名簿に記載する者は、審査基準日以前に、6 か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できる者に限るため、健康保険証</p>

			<p>(有効なもの)、標準報酬決定通知書、雇用保険資格取得確認通知書、賃金台帳等も併せてご持参ください。(常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります。)</p> <p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力評価団体発行の能力評価(レベル判定)結果通知書 ・審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿 <p>※様式第5号に記載した者について提示が必要です。</p>
6	<input type="checkbox"/>	えるぼし認定 (項番 51)	<p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各認定の「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」(写し) <p>※審査基準日において認定を受けている必要があります。</p> <p>※各認定通知書には有効期限の記載がないので、『公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧』や『くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧』、若者雇用促進総合サイトの『ユースエール認定企業一覧』により、<u>審査基準日現在で認定を受けていることを確認のうえ</u>、申請してください。</p> <p>※審査基準日において認定が取り消された場合は加点対象となりません。</p>
7	<input type="checkbox"/>	くるみん認定 (項番 52)	
8	<input type="checkbox"/>	ユースエール認定 (項番 53)	
9	<input type="checkbox"/>	CCUS (項番 54)	<p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号) <p>※元請業者として、該当年度に行った<u>全ての</u>建設工事において、CCUSの事業者登録を行ったうえで、建設現場ごとに現場登録を実施し、かつカードリーダーを設置する等、技術者が就業履歴の蓄積のために必要な措置を実施している場合加点対象となります。(下請の整備は問いません。)</p>
10	<input type="checkbox"/>	民事再生法 会社更生法 (項番 56)	<p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生手続等の決定が確認できる書類
11	<input type="checkbox"/>	防災協定 (項番 57)	<p>【提示】</p> <p>以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、特殊法人又は地方公共団体と直接締結した防災協定書 ・所属団体が地方公共団体等と防災協定を締結している場合は、所属団体が締結している協定書の写し及び審査基準日時点で当該団体に加入していることを証する書類
12	<input type="checkbox"/>	営業停止 指示処分 (項番 58、59)	<p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業停止命令書又は指示命令書等処分を受けたことが確認できる書類 <p>※営業停止処分・指示処分を命ぜられた日(処分を受けた日)が審査基準対象年度に含まれている場合は、項番 58、59 は「1.有」となります。(営業停止開始日、営業停止期間中ではありません。)</p>
13	<input type="checkbox"/>	監査の受審 (項番 60)	<p>《監査報告書において無限適正意見、限定付適正意見がされた場合》</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書又は監査報告書(写し) <p>《会計参与を設置し、会計参与報告書が作成されている場合》</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計参与報告書(写し)

			<p>《公認会計士等(*)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出した場合》</p> <p>【提出】</p> <p>・経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)</p> <p>※(*)公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験の合格者で常勤職員(審査基準日に在籍)である者。</p>
13	<input type="checkbox"/>	公認会計士等 (項番 61)	<p>【提示】</p> <p>・公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講したことを証明するもの(写し)</p> <p>※公認会計士として登録されていること。</p> <p>【提示】</p> <p>・税理士会認定の研修を受講したことを証明するもの(写し)</p> <p>※税理士として登録されていること。</p> <p>【提示】</p> <p>・1級登録経理試験合格証書又は登録経理講習の修了証(写し)</p> <p>※合格又は講習修了日の属する年度の翌年度から 5 年を経過していない(審査基準日が含まれている)こと。</p> <p>※上記「公認会計士等」について、審査基準日に在籍する常勤職員であることを確認するため、健康保険証(有効なもの)及び標準報酬決定通知書(写し)も併せてご持参ください。(常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります。)</p>
14	<input type="checkbox"/>	2 級登録経理試験合格者等 (項番 62)	<p>【提示】</p> <p>・2級登録経理試験合格証書又は登録経理講習の修了証(写し)</p> <p>※合格又は講習修了日の属する年度の翌年度から 5 年を経過していない(審査基準日が含まれている)こと。</p> <p>※上記「2 級経理試験合格書等」について、審査基準日に在籍する常勤職員であることを確認するため、健康保険証(有効なもの)及び標準報酬決定通知書(写し)も併せてご持参ください。(常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります。)</p>
15	<input type="checkbox"/>	研究開発費 (項番 63)	<p>【提示】</p> <p>・注記表(様式第十七号の二)の 2 期分</p>
16	<input type="checkbox"/>	建設機械 (項番 64)	<p>①～④の全ての書類</p> <p>【提出】</p> <p>①建設機械の保有状況一覧表(兵庫県様式第 1 号)</p> <p>※加点対象は 15 台まで。</p> <p>【提示】</p> <p>②売買契約書、譲渡契約書(リースの場合はリース契約書等)</p> <p>《所有の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日時点で所有していること。 ・売買契約書がない場合は、販売店による販売証明書を提出すること。 <p>《リースの場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日から 1 年 7 ヶ月以上の契約期間であること。 ・契約の相手方はリース会社に限定され、一般の方は認められません。 ・リース期間満了後、建設機械を購入予定であっても、所有しているとは認められません。 <p>《レンタル契約の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日から 1 年 7 ヶ月以上の契約期間であること。 ・契約の相手方はレンタル会社に限定され、一般の方は認められません。 ・納品書・出庫伝票等では認められません。

			<p>【提示】 ③仕様が確認できる自動車検査証又はカタログ(写し) 【提示】 ④特定自主検査記録表 《ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー・締固用機械・解体用機械・高所作業車の場合》 ・特定自主検査記録表 ※審査基準日前1年以内のもの。 《ダンプ車・移動式クレーンの場合》 ・自動車検査証(*)又はクレーン検査証(写し) ※審査基準日において有効期限内のもの。 (*)ダンプ車の場合、初年登録年月が審査基準日以前であること、有効期間の満了する日が審査基準日以後であることが必要です。また、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであることが必要です。ただし、備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません。また、自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。 (*)解体用機械の場合、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する場合、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複するものとして加点対象となりません。 (*)「自動車検査証」に有効期間や使用者住所、所有者情報の記載がない場合(電子車検証など)は、併せて「自動車検査証記録事項(写し)」をご持参ください。</p> <hr/> <p>※正常に稼働しうる状態であることが必要です。ただし、自主検査時に異常が見つかった場合でも、審査基準日までに適切な処置等がなされている場合は加点対象となります。(修理したことが分かる書類をご持参ください。) ※共有名義の場合、加点対象となりません。 ※同一の機械を複数の業者に貸出ししている場合、加点対象となりません。 ※審査基準日前1年以内に新車を購入又はリースした場合、特定自主検査記録表に代えて新車であることが確認できる書類(売買証明書・販売証明書・初回特定自主検査実施時期証明書・移動式クレーン製造時検査証・性能検査証(写し)等)が必要です。 ※建設機械のリース・レンタル会社を兼業している場合、リース・レンタル用の建設機械は、保有していても加点対象となりません。</p>
17	□	ISO 等 (項番 65~67)	<p>【提示】 ・エコアクション 21 の認証を証明する書類 ・ISO9001、ISO14001 の登録証(付属書含む) ※申請業種のいずれかが認証範囲に含まれていること。 ※会社単位で取得していない場合、営業所一覧表に記載する全ての営業所で取得していること。 ※審査基準日において、認証・登録の一時停止や取消を受けている場合は、加点対象となりません。</p>

■技術職員名簿(別紙二)に係る提示書類

※技術職員名簿に記載できる職員は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できるものに限ります。

(注:技術職員名簿に記載できない者)

- ・源泉徴収されていない者
- ・最低賃金法に定める最低賃金を下回る者
- ・健康保険及び厚生年金保険に加入しているが未納の者
- ・建設業に従事していない者

審査基準日以前7か月分の、正社員・パート・アルバイト等を含む全員分の以下の書類		
1	<input type="checkbox"/>	・給与所得に係る源泉徴収所得税の納付済領収書 (電子納付の場合は、所得税徴収高計算書、納付完了通知書を含む) ※納期が特例扱い(半期毎にまとめて払い)の場合、源泉納付領収書が必要です。
2	<input type="checkbox"/>	・給与台帳又は賃金台帳 出勤簿・タイムカード等(役員・個人事業主等労働者でない者は不要です。)
該当する場合に提示が必要な書類		
1	<input type="checkbox"/>	《出向社員がいる場合》 ・出向契約書(覚書) ・出向先と出向元の給与等の請求書及び支払関係の分かる書類
2	<input type="checkbox"/>	《従業員4人以下の個人事業主で社会保険に加入していない場合》 ・住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用及び納税義務者用(給与収入及び徴収額がわかるもの)) ※審査基準日にかかるもの(2期分必要な場合あり)
3	<input type="checkbox"/>	《高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている者がいる場合》 ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号) ・継続雇用制度について定めた労使協定書又は就業規則(常時10人以上の労働者を使用する場合は、労働基準監督署の受付印があるもの)
4	<input type="checkbox"/>	《国家資格者・民間資格を有する者》※有資格区分コードで確認 ・資格者証(写し) ・実務経験証明書(様式第九号) ※第2種電気工事士等、所定の実務経験を要する者について必要です。
5	<input type="checkbox"/>	《指定学科卒業プラス実務経験の者》 ・高等学校又は大学の卒業証明書(写し) ・実務経験証明書(様式第九号)
6	<input type="checkbox"/>	《実務経験10年の者》 ・実務経験証明書(様式第九号)
7	<input type="checkbox"/>	《監理技術者がいる場合》 ・監理技術者資格者証(写し) ・監理技術者講習修了書(写し)又は監理技術者講習修了履歴 ※審査基準日において有効なもの。 ※所属建設業者を変更している場合は(裏面)も必要です。 ※講習を終了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること。 ※講習受講履歴は資格者証の(裏面)で確認できますが、実務経験10年(実10)の方は講習を受講していても「講習受講あり」とはなりませんのでご注意ください。
8	<input type="checkbox"/>	《登録基幹技能者がいる場合》 ・登録基幹技能者講習修了書(写し) ※審査基準日において有効なもの(有効期限5年) ※基幹技能者は登録基幹技能者講習修了証に記載された業種のみ申請対象となるのでご注意ください。
9	<input type="checkbox"/>	《解体工事施工技士登録者がいる場合》 ・解体工事施工技士の登録証又は資格者証(写し) ※審査基準日において有効なもの(有効期限5年)

兵庫県土木部契約管理課建設業班 令和7年3月更新